

国立大学法人東京外国語大学新年俸制 適用職員の退職手当の特例に関する規程

〔 令和2年 1月30日 〕
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（平成18年規則第23号。以下「職員退職手当規程」という。）第21条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学新年俸制職員給与規程の適用を受ける職員（以下「新年俸制職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 退職手当は、新年俸制職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合に、その者（死亡の場合は、その遺族）に支給する。ただし、次条第1項但書の適用により退職手当の算定の基礎となる勤続期間がない者には、支給しない。

(勤続期間の計算の特例)

第3条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。ただし、職員として勤続した期間のうち、文部科学省から年俸制導入促進費が措置された期間(以下「年俸制導入促進費措置期間」という。)は、退職手当の基礎となる勤続期間に含まないものとする。

2 前項の規定する職員として勤続した期間には、他の国立大学法人等における年俸制導入促進費措置期間を含むものとする。

(退職手当の額の特例)

第4条 退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

2 退職手当の基本額の算出方法は、職員退職手当規程第4条から第7条までの規定に準じるものとする。

3 退職手当の調整額の算出方法は、職員退職手当規程第7条の2の規定に準じるものとし、新年俸制適用期間の調整額の区分は、別表のとおりとする。

4 新年俸制職員のうち、年俸制導入促進費措置期間がない者の退職手当の基本額及び調整額は、当該新年俸制職員について、教育職基本給表の適用を受ける職員として本法人に採用され、その後の実際の職歴に相当する昇進等を経たものと仮定した場合の退職、解雇又は死亡の日における級及び号給を基礎として算出するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、新年俸制職員の退職手当に関し必要な事項は、学長が別に定めるほか、国家公務員の例及び文部科学省からの退職手当にかかる運営費交付金精算通知に準じる。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

別表（第4条第3項関係）

令和2年2月1日以後の新年俸制職員にかかる基礎在職期間

区分	教育職基本給表	役員
第1号		
第2号		学長 理事
第3号		
第4号		
第5号		
第6号	5級 指定職	
第7号		
第8号	4級	
第9号	3級	
第10号	2級（役職加算5%）	
第11号	上記のいずれにも該当しない者	

注 上記の基本給表以外の基本給表の適用を受けていた者の職員の区分の適用については、
国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）の定めるところに準ずる。